令和８年度　環境美化運動　実施要綱

１　趣旨

美しい環境に恵まれた住みよい郷土づくりを進めるための環境保全県民運動として、県民、事業者、各種団体、県および市町が一体となり、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例に基づく５月３０日、７月１日および１２月１日の「環境美化の日」を基準日として県下全域を対象に美化活動を実施することにより、ごみの散乱防止に対する県民の一層の関心と理解を求めます。

２　実施期日

（１）ごみゼロ大作戦

５月３０日を基準日とし、概ね５月２４日（日）から６月７日（日）までの期間に、実施主体の実情に応じて計画し、実施するものとします。

（２）びわ湖を美しくする運動

７月１日を基準日とし、概ね６月２１日（日）から７月５日（日）までの期間に、実施主体の実情に応じて計画し、実施するものとします。

（３）県下一斉清掃運動

１２月１日を基準日とし、概ね１１月２２日（日）から１２月６日（日）までの期間に、実施主体の実情に応じて計画し、実施するものとします。

※　なお、いずれの運動においても、実施期日が上記期間外に及んでも差し支えありません。

３　提唱団体

滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町、美しい湖国をつくる会

４　協力団体(順不同)

滋賀県漁業協同組合連合会
公益社団法人滋賀県環境保全協会
滋賀県青年団体連合会
公益財団法人淡海環境保全財団
滋賀県地域女性団体連合会
一般社団法人滋賀経済産業協会
一般財団法人滋賀県老人クラブ連合会
一般社団法人滋賀県産業資源循環協会
赤十字奉仕団滋賀県支部委員会
一般社団法人滋賀県建設業協会
日本ボーイスカウト滋賀連盟
滋賀県商工会議所連合会
一般社団法人ガールスカウト滋賀県連盟
滋賀県商工会連合会
滋賀県子ども会連合会
特定非営利活動法人明るい社会づくり運動滋賀県協議会
公益財団法人滋賀県環境事業公社

５　実施内容

（１）清掃活動

「滋賀県ごみの散乱防止に関する条例」で定められている美化推進地域を中心に清掃活動を行います。具体的な活動場所は主催者が定めます。なお、「びわ湖を美しくする運動」においては、特に琵琶湖岸、河川を中心に清掃活動を行うものとします。

（清掃場所の例）
ア　琵琶湖岸、河川、道路、公園、広場等の公共的な場所
イ　生活環境周辺
ウ　職場、職場の周辺
エ　その他、地域の実情に応じた場所

（２）啓発活動（任意）
県民の美化意識を向上させることを目的とし、実施方法等は地域の実情に応じて決定します。

（３）活動主体
ア　清掃：県民・企業・団体
イ　処理：市町（事業活動による産業廃棄物については各事業者）
ウ　広報：県、市町、美しい湖国をつくる会
エ　啓発：県、市町、各種関係団体等

６　実施方法
（１）県、美しい湖国をつくる会
ア　市町、各種団体の総合調整を行い、円滑かつ統一的な運動の実施を図ります。
イ　広報活動を実施し、運動への参加を呼びかけます。
ウ　環境事務所（大津市内については県琵琶湖環境部循環社会推進課）は、地域ごとに、県職員が行う清掃活動について具体的な実施計画を定めます。
エ　環境事務所（大津市内については県琵琶湖環境部循環社会推進課）は、市町、各種団体が行う清掃活動について協調し、支援します。

（２）市町
ア　各市町で重点地区を定め、地元住民、市民団体、行政が一体となり清掃活動を行います。
イ　清掃活動を円滑に実施するために、参加人員ならびに関係団体との調整等地域の実情を勘案した具体的な実施計画を定めます。
ウ　広報活動を実施し、自治会、各協力団体を通じ、県民総参加による運動として展開できるよう広く周知徹底を図ります。

（３）協力団体
ア　協力団体は、その支部等に対し本運動への積極的な参加を促します。
イ　協力団体およびその支部等は、積極的に清掃活動に参加します。

７　その他
本運動は、実践活動を通じて、一般県民に環境保全に対する関心を呼び起こし、その理解と協力を促すものです。運動実施後においても引き続きその防止について啓発活動に努めます。